

千葉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（案）について

自然保護課施設管理班

1 改正趣旨

海上運送法（昭和24年法律第187号）の改正を踏まえ、千葉県自然環境保全条例施行規則（以下「規則」という。）において同法を引用している規定について、所要の改正を行うもの。

2 改正概要

自然環境保全地域特別地区において許可又は届出を要しない行為として、海上運送法の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者等が当該事業を営むために動力船を使用することが規定されていたところ、同法の改正により不定期航路事業が区分して定義されたこと等を踏まえ、規則の適正化を図ることとする。【第16条第11号チ関係】

3 施行期日等

（1）施行期日

公布の日

（2）経過措置

改正規則の施行に伴い、必要な経過措置を規定することとする。